

令和2年 12月 25日

組合員 各位

新潟県農業機械商業協同組合  
理事長 清塚 長徳

## 経営継続補助金について

拝啓 師走の候、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、「経営継続補助金」の2次の採択の発表が待たれるところですが、令和2年度第3次補正予算がきまり「経営継続補助金」の第3次募集が2次募集の発表後に行われる見込みです。日程等、現時点では何もわかりませんが、今までと同様なら、認定農家等の縛りはなく、農業所得が半分以上の兼業農家であれば対象になるので、対象者はまだまだ多いと思います。申請の準備をお願いします。

「1次採択分の事業実施期間は、原則として2020年12月31日までとしていますが、機械の納品が遅れるなど、やむを得ない事情があると支援機関が認めた場合は、2021年2月28日までの延長を可能とします。」と補助事業の手引きには書いてあるので、機会の納品が今月中に間に合わない場合は農業者より速やかに支援機関に連絡してください。(振興局は12月28日まで、書式は各支援機関で違う)

また、補助金事務局は、特定の機材については、納品が困難になっていることは知っているので、1月に現状を調査把握した上で、「期間の再延長を検討する」方針ですので、納品が遅れそうな場合は、農業者を通して、支援機関等に延長の要望を上げてください。

全農機商報の11月号でも本補助金の農協の動きについての記載がありましたが、新潟でも、支援機関である農協の受付で、農協から機械を購入しない場合は受け付けないと、採択後、農協から機械を買わないと手続きを進めないと言った等の事例が散見されます。全国農業会議所は農協等の間で機械設備等の購入先を誘導しない旨の契約を交わしていますし、そもそも、農協を利用するかどうかは組合員の自由意思に委ねられていますので、このような事案がありましたら下の例)の様に詳細をFAX(025-283-7299)かメール(syoukumi@niigata-noukisyou.or.jp)もしくは商組ホームページ(<https://www.niigata-noukisyou.or.jp/>)のリンク・アクセスより、商組にお知らせください。

(例) J A 新潟みらいの〇〇さんが説明会に参加した農業者に向かって、「農協から機械を買わないと申請を受け付けない」と言ったので、お客は仕方なく農協から買うことにした。 )

以上